

例26 年金請求書 1

個人番号(マイナンバー)を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になります(256頁(本様式6頁)参照)。
個人番号を記入しない場合であっても、提出した住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号が登録されます。
個人番号の登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更の届出が原則不要になります。

原則として、住民票住所を記入してください。ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」を提出します。

公金受取口座(252頁(本様式2頁)参照)として登録済の口座を年金振込先にする場合であっても、口座情報の記入は必要です。

年金振込先を公金受取口座(252頁(本様式2頁)参照)へ登録する場合は1を、登録しない場合は2を○で囲んでください。

年金請求書(国民年金・厚生年金保険) [障害基礎年金・障害厚生年金]

○□のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでも可です。)
○黒インクのボールペンで記入してください。＊鉛筆や、摩擦等により消色するものはご記入ください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	入力処理コード	年金コード	受付登録
430002	13	841	
課所符号	進達番号	厚生資格	
		10・20 21・22	
船保資格	記録不要制度	作成原因	
10・20 21・22	(厚年)(船員)(国年)(国共)(地共)(私学)	02	
船戦加	重	未保	支保
			配状

1. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。
※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。

個人番号※ (マイナンバー)	012345678901	2
基礎年金番号	2157102034	電
氏名	(フリガナ) ネン キン (氏) 年 金 (名) タロ	
住所の郵便番号	(フリガナ) スギナミ (氏) 杉並 (名) 高井	
1680071	市 区 町 村	高
社会保険労務士の提出代行者欄		

2. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または公金受取口座へ登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1)公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)		
③ 金融機関コード	④ 支店コード	⑤ 口座番号(左詰めで記入)
0000	0000	0123456
⑥ 金融機関	⑦ 口座番号(右詰めで記入)	
高井		
⑧ 口座名義人氏名(カタカナ)	(氏) ネンキン (名) タロ	
上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。		
(3)公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
1		

公金受取口座については2ページをご参照ください。

様式第104号

年金保険障害給付) [年金・障害手当金]

○□のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでも可です。)
○黒インクのボールペンで記入してください。＊鉛筆や、摩擦等により消色するものはご記入ください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

年金コード	04	障害年金センター	実施機関等
		受付年月日	受付年月日
元	ド		
生年月日	(5.昭和) 5 4 (7.平成) 1 1 0 1		
電話番号	03 - 3503 - 0000		
性別	① 男 ② 女		
姓	井戸西		
住所	井戸西 3-5-24		
金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
銀行印			
連絡欄			

(注) この記載例は障害基礎年金・障害厚生年金を請求する場合ですので、障害基礎年金のみを請求する場合(様式第107号「国民年金障害基礎年金請求書」)にはこれに準じて記載してください。

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・次のコピーのうちいずれか1点を添付する場合
- ①預金通帳(貯金通帳)／②キャッシュカード／③預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類
- ・インターネット専業銀行等の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合
- ・公金受取口座として登録済の口座を指定する場合

(注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

例27 年金請求書 2

障害給付の請求事由について

1 障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによってはじめて医師の診察を受けた日(初診日)から1年6月目(その期間内に治ったときにはその日)に一定の障害の状態にあるときに受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月目の障害状態がわかるものが必要です。なお、請求する日が、1年6月目より1年以上過ぎているときには、治ったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月目の診断書と請求時点の診断書が必要となります(ただし、障害給付の決定を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書の提出を求めることがあります)。

2 事後重症による請求

1に該当しなかった方でもその後病状が悪化し、一定の障害の状態になったときには本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳の誕生日の前々日までに行わなければいけません。この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。また支給は請求した月の翌月分から行われます。

3 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

65歳前に一つの障害と他の障害とを合わせて初めて2級以上の障害の状態になったときには障害給付が受けられます。この場合、年金請求書に添付する診断書は、初めて2級以上となったときのそれぞれの障害の診断書が必要です。なお、この事由による請求は今までに2級以上の障害給付を受けたことがある方、または2級以上の障害の状態になったことのある方は、行うことができません。また支給は請求した月の翌月分から行われます。

●交通事故、労働災害、傷害等、障害の原因が第三者の行為による際は、「第三者行為事故状況届」と証明書等の提出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
(<https://www.digital.go.jp/policies/account-registration/>)
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。
(<https://img.myna.go.jp/html/account-registration-riyoukiyaku.html>)
- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1.登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開通済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

2

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等に関してご記入ください。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求	① 「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 ② 「障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

(2) 障害の原因である傷病についてご記入ください。

傷病名	1. 左脚ブロック	2.	3.
傷病の発生した日	昭和 平成 令和 5 年 10 月 12 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日	昭和 平成 令和 5 年 10 月 16 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日において加入していた年金制度	1. 国年 2. 厚年 3. 共済 4. 未加入	1. 国年 2. 厚年 3. 共済 4. 未加入	1. 国年 2. 厚年 3. 共済 4. 未加入
現在傷病は治っていますか。※	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
治っているときは治った日※	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
障害の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい 2. いいえ ※「はい」を○で囲んだ場合は、「国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
傷病の原因は業務上ですか。	1. はい 2. いいえ		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求予定・請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類(番号)を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	1. 障害補償給付(障害給付) 2. 傷病補償給付(傷病年金) 昭和 平成 令和 年 月 日		

※「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

3

例28 年金請求書 3

右の5ページを記入する際の注意事項

加給年金額(加算額)について

請求者(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合、年金に加算されます。

●障害等級が2級以上に該当する方で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに支給されます。配偶者の加給年金額は障害厚生年金に、子については障害基礎年金に加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

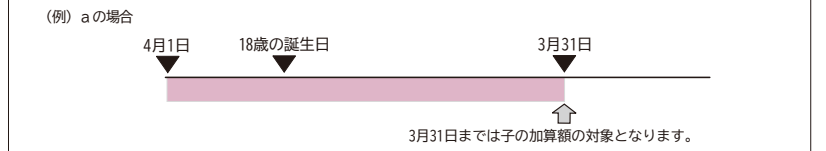
配偶者が老齢(退職)年金(厚生年金保険等の加入期間が20年以上(中高年齢者の資格期間の短縮の特例に該当する場合を含む。))あるもの)の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、下記ホームページをご覧ください。

加給年金額に関する詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載していますので、ご利用ください。

子について

請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる場合、子の加算額が加算されることがあります。

- 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。
 - a : 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
 - b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子



* 加算額の対象となる子がいる場合は、5ページに子の氏名等をご記入ください。
対象となる子が2人を超える場合は、3人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。
なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご利用ください。
届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。
* 障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

【注意事項】
児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになり、年金額が改定されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

4. 配偶者および子についてご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。

氏名	年金花子	生年月日	昭和63年11月03日	性別	① 男 ② 女
個人番号	123456789012	基礎年金番号	7657001184		

請求者(年金を受ける方)と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

住所の郵便番号	住	市	区	町	村
1680071		杉並		高井戸西	3-5-24

配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
ア. 国民年金法 イ. 国家公務員共済組合法 ウ. その他()	イ. 厚生年金保険法 ロ. 船員保険法 ハ. 私立学校教職員共済法 ニ. その他()
	○ 老齢または退職 ○ 障害 ○ 遺族

(2) 以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

① 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子①の氏名	生年月日	障害の状態にある・ない	◆ 診
子②の氏名	生年月日	障害の状態にある・ない	◆ 診

職員記入欄
別紙有無
☐ 有

* 3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」や「子の加算額」が加算されることがあります。

- 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
- ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
 - ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申立書

申立日(記入日) 令和 7 年 6 月 19 日

1. 上記の配偶者(および子)と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ・ いいえ

2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) この年金の受給権発生時点において、 年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。
配偶者	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
子 (④欄の子)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
子 (⑥欄の子)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

例29 年金請求書 4

右の7ページを記入する際の注意事項

- 履歴はあなたがはじめて公的年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。
(被保険者記録照会回答票を添付する場合は、履歴欄の記入は不要です)
- 事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等ごとに必要事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、市区町村名まではご記入ください。

詳しくわからないときでも、「〇年〇月頃」あるいは「〇年の夏頃」など、わかる範囲でご記入ください。

[illegible]

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

会社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

「個人番号(マイナンバー)」を記入する際の注意事項

- 1ページに請求者本人の個人番号(マイナンバー)を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認(現況届)や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。

- 記入された個人番号(マイナンバー)は、個人番号(マイナンバー)が正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要のため、以下の(1)または(2)をご準備ください。
※配偶者または子の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

※配偶者または子の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

(1)個人番号カード(マイナンバーカード)

番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2)以下の2種類(アとイ1種類ずつ)をご準備ください。

⑦個人番号(マイナンバー)が記載されている書類から1種類
住民票(個人番号(マイナンバー)記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

①身元(実存)確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※身元(実存)確認のできる書類については、上記④以外にも提出可能な書類があります

ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)個人番号カード(マイナンバーカード)または(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

個人番号カード(マイナンバーカード)は、両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

6. これまでの年金の加入状況等についてご記入ください。

(1)年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☒ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所(船舶所有者)の名称および 船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国 民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度 の種類
最初	杉並区高井戸西3-5-24	(自) H17 年 1 月 8 日 (至) H19 年 1 月 31 日	①国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
2	(株) A 商事 千代田区内神田 2-5-4	(自) H19 年 4 月 1 日 (至) 現在 年 月 日	1.国民年金 ②厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
4		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
5		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
6		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等

(2)今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名		年金の種類
ア. 国民年金法	イ. 厚生年金保険法	ウ. 船員保険法
エ. 国家公務員共済組合法	オ. 地方公務員等共済組合法	カ. 私立学校教職員共済法
キ. その他()		
		☐ 老齢または退職 ☐ 障害 ☐ 遺族

機構獨自項目

7. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1)過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

[illegible]

(2)改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

8. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、次のことにお答えください。(4.(1)の「個人番号(または基礎年金番号)」欄を記入した方は回答の必要はありません。)
過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、**基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。**

配 偶 者	☐ ある ☐ なし																					
	厚生年金保険 <table> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											国民年金 <table> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										
船員保険 <table> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																						